

令和 7 年度法務省委託
高齢者の人権に関する映像教材制作に関する入札（仕様書）

1 目的

令和 6（2024）年、65 歳以上の人口は 3625 万人と総人口の 29.3%を占めている。超高齢社会への対応として「高齢社会対策基本法」（平成 7（1995）年）の施行、「高齢社会対策大綱」の閣議決定（令和 6（2024）年）など様々な取組が実施されている中、高齢者に対する虐待は依然として深刻な社会問題となっている。

そこで、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」（平成 18（2006）年施行）に定める高齢者虐待の類型を解説することにより虐待を防止し、養護者への支援等についての周知を図るための啓発動画を制作する。

また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和 6（2024）年施行）を基に認知症についての基礎的な解説を含めることにより、認知症への理解を深め、共生社会の実現を推進することを目的とする。

2 訴求対象

国民全般

3 発注内容

- （1）上記 1 の目的を踏まえた映像教材の企画・制作
- （2）インターネット上におけるストリーミング配信用データの制作
- （3）活用の手引の制作・印刷
- （4）本業務に関する各要素の連絡調整等付随業務一式
- （5）その他、映像教材制作業務に付随して発生する作業等

4 想定する活用場面

- （1）人権擁護委員等が実施する人権研修等（e ラーニング研修を含む。）における教材としての活用
- （2）公共のライブラリー等への映像（DVD）配備・貸出し
- （3）各種イベント等における映像上映
- （4）インターネット上でのストリーミング配信

5 動画の内容

- （1）方向性・観点

- ア 動画の視聴により、高齢者の人権について正しく理解できる内容とすること。
- イ 高齢者の人権を学ぶに当たって、最新の動向を含めた参考となる映像とすること。
- ウ 知識を一方向的に与えるだけでなく、視聴者自身に気付きを促すような内容とすること。
- エ 各種組織における人権教育・人権啓発活動で活用できる内容とすること。
- オ 政治的中立性に配慮し、特定の政治的主張・政治的立場に偏らないようにすること。
- カ 人権研修や人権講演会等、人権啓発を目的とする活動において使用する教材・映像として適切な内容・構成とすること。
- キ 大人を対象とした「人権教室」等において、法務局職員や人権擁護委員等が教材として使用できるよう、実際の学習内容を意識した、具体的かつ実践的な内容とすること。
- ケ 高齢者に対する虐待は深刻な社会問題であると理解できるものとすること。
- コ 高齢者虐待防止法及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえた内容とすること。
- サ 世代、職業、立場を超えて、誰もが理解しやすい内容とし、様々な場面で活用できる構成とすること。
- シ 法務省の人権擁護機関が実施する相談窓口等の存在を周知する内容を含めること。

(2) 表現方法

動画は実写を主とし、必要に応じてイラスト、アニメーション、CG等を用いること。ただし、全編を通して視聴する場合と、特定のチャプター部分を視聴する場合のいずれであっても違和感のない構成とすること。

(3) 構成例

20分程度の動画を作成することとし、構成は下記ア～ウを想定。ただし、より良い構成とそれに沿った内容、啓発効果が高いと考えられるものがある場合はこれに代えて提案すること。

ア プロローグ（導入）〔3分程度〕

(ア) 高齢者虐待とは

a 高齢者虐待防止法とは

b 養介護施設従事者等・養護者による高齢者虐待の相談通報件数と虐待判断件数

c 高齢者虐待の主な類型紹介

(a) 身体的虐待

(b) 心理的虐待

(c) 性的虐待

(d) 経済的虐待

(e) 介護・世話の放棄・放任

イ 本編〔約15分程度〕

(ア) 以下に示す虐待の主な類型のうち、2～3類型を取り上げ、それぞれについて養護者及び養介護施設従事者による事例に置き換えて紹介する。

a 身体的虐待

b 心理的虐待

c 性的虐待

d 経済的虐待

e 介護・世話の放棄・放任

※ 事例紹介については、短時間で複数の事例のポイントを簡潔に紹介することを想定し、各事例の紹介後には必ずその内容に関する解説を加えること。

※ 取り上げる事例のうち、一つは経済的虐待を含めること。

※ 解説にて地域包括支援センターの役割を説明すること。

(イ) 認知症とは

a 認知症の定義と主な種類

b 認知症の人への適切な対応

ウ エピローグ（まとめ）〔約2分程度〕

視聴者に情報整理と正しい認識を促しつつ、高齢者虐待に関する主な相談窓口を案内。以下は案内例。

(ア) 各市町村相談窓口

(イ) 地域包括支援センター

(ウ) 法務省「みんなの人権110番」

(エ) 法務省「インターネット人権相談受付窓口」

(4) 監修者

ア 本動画の監修者については、公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「当センター」という。）が指定する。

イ 本動画の監修者の謝金、旅費については、入札金額に含めることとする。

6 規格等

(1) 映像教材

ア 映像の制作（企画、映像シナリオ、撮影及び関連業務一式）

（ア）映像形態：「5 動画の内容（2）表現方法」参照

（イ）撮影解像度：フルハイビジョン（1920×1080）

（ウ）収録時間：20分程度

（エ）色：カラー

※ 演出、効果等の理由によるモノクロ映像の使用は可。

（オ）アスペクト比：16：9（レターボックスなしの実質比）

イ メディア（DVD－V i d e o）の製造

（ア）メディア：DVD－V i d e o

（イ）枚数：370枚

（ウ）副音声・字幕・メニュー画面等

以下の4パターンを作成しメニュー画面で選択可能とすること。

a 字幕なし・副音声なし

b 字幕なし・副音声あり

c 字幕あり・副音声なし

d 字幕あり・副音声あり

※ 字幕は日本語とする。

※ 字幕はDVD再生機の字幕機能を使用せず、映像に含めてエンコードすること。テロップや字幕等の作成に当たっては、背景映像とのコントラストやカラーユニバーサルデザインに配慮すること。

※ メニュー画面やチャプター構成は、法務省及び当センターと受注者間で協議の上、決定する。

（エ）媒体：プレスにより製造し、必要事項（タイトル、収録内容、時間、企画・制作者、字幕、副音声、その他必要な情報等）をレーベル面に印字すること。

（オ）コピーガード（CSS）：設定しないこと。

（カ）ジャケット：必要事項（タイトル、収録内容、時間、企画・制作者、字幕、副音声、その他必要な情報等）をカラー印刷すること。

（キ）パッケージ：DVD用のツールケースを使用し、DVD、ジャケットを封入し、シュリンク包装を行うこと。

※ ツールケースはカラー印刷によるジャケットを封入すること。

(2) ストリーミング配信用データ

本動画のインターネット上におけるストリーミング配信用データの作成仕様は次のとおりとする。

ア 映像：以下のパターンでそれぞれ字幕ありの映像

(ア)「全編通し」データ

(イ) 前述「5 動画の内容(3)構成例ア～ウ」の構成に基づき、分割した個別のストリーミングデータは、フルサイズ of データと1データ当たり1GB以内に納まるようにしたもの of 両方を作成すること。

イ 映像フォーマット

MPEG-4 AVC (H.264)

ウ 解像度：以下の仕様による

[HD] 1920×1080

ファイルサイズ 1GB未満

フレームレート 24fps

アスペクト比 16：9 (レターボックスなし of 実質比)

※ ストリーミング配信用データは、原則として上記仕様を基に作成する。ただし、ビットレートや帯域、フレームレート等については、現状 of インターネット上での動画配信により適した基準等がある場合は、当センターと協議の上、変更することも可能。

エ サムネイル

アスペクト比16：9、2MB以下のファイルサイズとすること。

なお、ファイル形式は、JPEG又はPNGとすること。

(3) 活用 of 手引 of 制作・印刷

本動画を人権研修等で使用し、講義等を実施する際の参考になるものとすること。「内容・構成」「本作品 of ねらい」「基本的な観点」「必要な機材等」「研修(講義)展開例」「板書例」「相談窓口 of ご案内」など。

ア 判型等：DVD用 of トールケースに収まるサイズ／4C

イ ページ数：16ページ程度(表紙含む)

ウ 印刷仕様：中綴じ／コート紙

※ カラーユニバーサルデザインに配慮すること。

エ 印刷部数：370部(DVD-Video トールケースに同梱)

オ 版下データ：PDFデータ

※ 人権ライブラリー・ウェブサイト等で公開し、利用者が自由に印刷できるように提供できること。

※ 印刷に当たっては、国等による環境物品 of 調達 of 推進等に関する法律(平成12年5月31日法律第100号)第6条第1項 of 規定に基づき定められた「環境物品等 of 調達 of 推進に関する基本方針」

(令和7年1月28日変更閣議決定) による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たすこと。

7 成果物

(1) 映像教材

- ア DVD-V i d e o (トールケースに収納したパッケージ)
370枚
※ 活用の手引同梱
- イ DVDジャケット、盤面版下データ及びPDFデータ
4セット
※ DVDで納品すること
- ウ 完成台本データ及び字幕データ
4セット
※ DVDで納品すること
- エ 映像原版を記録した適宜メディア (白データを含む)
2セット
※ ハードディスク等の記録媒体にて納品すること。
※ 必要であると判断される場合は、制作会社にて適切な環境で保管すること (保管に要する一切の費用は制作会社の負担とする)。
- オ DVDプレスマスター
4セット
※ プラントダイレクト等形式のオーサリング済プレスマスターを納品すること。
※ DVDで納品すること

(2) ストリーミング配信用データ

- 4セット
※ DVDで納品すること

(3) 活用の手引

- ア 印刷部数：370部
- イ 印刷用版下データ及び出力仕様書
- ウ 印刷用に使用できる高精度PDFデータ
- エ インターネットでの公開等に適した閲覧用PDFデータ
※ 印刷の上、DVD-V i d e o トールケースに同梱
※ データについては4セットDVDで納品すること

8 納品

(1) 納品日

令和8年2月27日(金)

(2) 納品場所

ア 法務省人権擁護局人権啓発課

(東京都千代田区霞が関1-1-1)

イ 公益財団法人人権教育啓発推進センター

(東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階)

ウ 当センターの指定する場所

(都内またはその近郊の梱包・発送会社を予定)

※ 法務局・地方法務局、地方公共団体(都道府県・市区町村)、その他関係団体への発送分

(3) 納品物振り分け

ア 法務省人権擁護局人権啓発課

(ア) DVD-Video 2枚

(イ) 関連データ一式 1セット

イ 公益財団法人人権教育啓発推進センター

(ア) DVD-Video 7枚

(イ) 映像原版を記録した適宜メディア(白データを含む) 2セット

(ウ) プレスマスター 4セット

(エ) 関連データ一式 3セット

ウ 当センターの指定する場所

(ア) DVD-Video 361枚

※ 納品物の詳細については発送の2か月前には確認すること

9 業務体制

- (1) 受注者は、契約後5営業日以内に企画書及び企画から制作、納品までの工程表(企画書提出後、納品までのスケジュール表)を提出し、当センターの了承を得ること。

なお、当センターからの修正及び構成の指示に係る期間について十分な余裕を持って臨むこと。

また、適宜デザインなどの提出及び必要事項の協議を行うことで、進捗状況を報告すること。

- (2) 本業務の実施に当たっては、当センターの確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。なお、必要に応じて、法務省、当センター及び受注者の三者で協議を行う場合がある。

- (3) 本事業の実施に当たり、法務省の意向により企画内容の修正が複数回発生することが想定されるので、これに全て対応すること。なお、当センターが変更内容について仕様の範囲内であると判断した場合は、追加料金は支払わない。
- (4) 受注者は、制作した動画の内容等について、当センターが必要な修正を指示した場合、速やかに対応すること。
また、受注者が制作過程において別途案を制作した場合には、その都度、当センターの了承を得ること。
その他、受注者は、必要に応じて当センターが協議を求めることを了承し、その際には誠実に対応すること。
- (5) 法務省及び当センターと受注者間での連絡調整に際しては、窓口（担当者）を明確にし、一本化すること。
- (6) 本動画等の制作に当たっては、校正等の作業が多く発生するため、適切かつ迅速に対応すること。また、校正に関してはストリーミングデータやPDFデータを活用し、Eメール等での送受信に対応すること。

10 応募概要

(1) 提出書類

下記アは6セットを作成し、うち3セットは社名を記載しないこと。また、同書類のPDFデータを、下記14の問合せ・提出先宛てにEメール又は郵便で送付すること。

ア 提案書

次の要素を盛り込むこと ※ 1者当たり2案まで提出可

(ア) 企画意図・趣旨・体制図等 (12 その他 (5) (6) (14) に記載する内容を含む)

(イ) 動画構成案及びシノプシス (2, 000字程度)

(ウ) その他映像表現やイメージ等補足資料 (任意)

(エ) 制作スケジュール

(オ) 補足資料等 ※ 任意

イ 入札書 (別紙1の様式を使用し、提出の際は封かんすること)

ウ 委任状 (別紙2の様式に準じて作成、代表者が入札する場合には不要。)

エ 各府省一般競争 (指名競争) 参加資格審査結果通知書 (写し)

オ 適格請求書発行事業者の登録通知書の写し又は適格請求書発行事業者登録番号届出書 (別紙3)

(2) 落札方式

総合評価落札方式

※ 入札価格が予定価格の範囲内であり、かつ、別添の総合評価基準書に基づき技術点及び価格点から算出した総合評価得点が最も高いものを落札者とする。

(3) 書類提出期限（厳守）

ア (1) のア 令和7年7月4日（金）午後5時00分

イ (1) のイ～オ 令和7年7月14日（月）午前10時00分

(4) 開札

令和7年7月14日（月）午前10時30分から

※ 当センターにて実施予定

(5) その他

本入札への参加を希望する場合は、令和7年7月1日（火）までに、当センターに電話又はEメールにて連絡すること。

11 スケジュール（予定）

(1) 令和7年6月25日（水） 入札情報開示

(2) 令和7年7月1日（火） 入札参加希望連絡期限

(3) 令和7年7月4日（金） 提案書等（入札書を除く）提出締切

(4) 令和7年7月14日（月） 入札書提出締切、開札、受注者決定

(5) 令和7年7月15日（火）～令和8年2月中旬 動画の制作

(6) 令和8年2月中旬 DVDプレス等

(7) 令和8年2月27日（金） 納品

12 その他

(1) 応札者は、法務省及び他の府省庁等から指名停止を受けている期間中ではないこと。

(2) 応札者から提出された提案書等の提案書類は返却しない。

(3) 本入札の参加に要する経費は、応札者の負担とする。

(4) 本業務の企画、実施、各種調整等に要する経費は、全て受注者の負担とする。

(5) 本業務を実施するに当たって知り得た情報については、本件以外の業務に使用しないこととし、他の第三者に対して一切漏えいしないこと。また、そのことについて、提案書に明記すること。

(6) 本業務の完遂のために十分な実施体制を整えること。また、そのことについて、提案書に明記すること。

(7) 本業務の実施に当たっては当センターによる確認作業を経て、承諾を得

た上で作業を進めること。

- (8) 請求書類は全業務完遂後に発行すること。
- (9) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと協議すること。
- (10) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、当センターの承諾を得るものとする。
- (11) 開札は当センター内において入札者の面前で行う。
- (12) 入札書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
- (13) 契約後、本仕様に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は、全て受注者の負担とする。また、受注者に責めに帰すべき事由がある場合には、当センターから違約金を請求する場合がある。
- (14) 成果物の著作権については、全て法務省に帰属するものとする。また、受注者は法務省及び当センターに対し、一切の著作権者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。法務省及び当センターによる、成果物及び成果物を使用した印刷物やDVD－V i d e o等の複製・配布・上映・貸出し・実費頒布、インターネット上の公開やストーリーミング配信、永続的な使用等について問題が生じないよう各種適切な権利処理を行うこと。また、そのことについて提案書中に明記すること。
- (15) 制作、特に映像の構成案、シナリオ案の原稿作成等に当たっては、人権に配慮した適切な表現等が用いられるよう留意すること。
- (16) デザイン・レイアウトについては、書体・文字の大きさやカラーユニバーサルデザイン等、可読性に配慮すること。
- (17) 本業務に関して関連機関に確認・連絡する必要がある場合は、事前に当センターと調整すること。
- (18) 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

13 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員： 事務局長補佐兼総務部長 山本由理子

(2) 監督職員： 事務局長 上杉憲章

14 問合せ・提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業部第1課 高木・鈴木・石塚

東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階

TEL： 03-5777-1802 (代表)

FAX： 03-5777-1803

Eメール： jigyoo01@jinken.or.jp

ウェブサイト：<http://www.jinken.or.jp>